

質問第八九号

沖縄の言語に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年三月二十三日

糸数慶子

参議院議長 江田五月 殿

沖縄の言語に関する質問主意書

国連教育科学文化機関（ユネスコ、本部パリ）は本年二月十九日、世界の消滅の危機にある言語に関する調査結果を発表した。この調査結果で注目されるのは、日本では、アイヌ語を含む、八丈島や南西諸島の各方言も独立の言語とみなされ、計八言語がリストに加えられた。

この八言語のうち、アイヌ語については話し手が十五人とされ、「極めて深刻」と評価され、沖縄県の八重山語、与那国語が「重大な危険」に、沖縄語、国頭（くにがみ）語、宮古語、鹿児島県・奄美諸島の奄美語、東京都・八丈島などの八丈語が「危険」と分類された。言語は文化であるとの観点から、その保存と継承は喫緊の課題と認識している。

よって、以下質問する。

- 一 言語の定義について政府の見解を示されたい。
- 二 方言の定義について政府の見解を示されたい。
- 三 日本語の定義について政府の見解を示されたい。
- 四 質問一から三までの答弁において、日本国内に言語と称されるものはいくつ存在するのか、明らかにさ

二
れたい。

五 ユネスコが独立した言語とした八言語は、言語なのか、方言なのか、政府の見解を示されたい。

六 消滅の危機にある言語をどう守り、継承していくのか、政府の見解を示されたい。

七 国会での審議では、言語の重要性を認識し、文化財に指定すべきだとの意見もあるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。